

# 資料編

---

- 資料1 郡山市第三次環境基本計画の評価
- 資料2 施策の主な担当部署
- 資料3 郡山市環境審議会委員名簿
- 資料4 策定経過
- 資料5 諮問・答申
- 資料6 パブリックコメント
- 資料7 条例

## 資料 1 郡山市第三次環境基本計画の評価

### (1) 郡山市第三次環境基本計画の概要

#### ① 計画期間

2018（平成 30）年度から 2021（令和 3）年度

#### ② 環境の範囲

生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、有害化学物質など
自然環境	森林、農地、動植物など
都市環境	緑地、公園、水辺など
地球環境	気候変動（地球温暖化）対策、エネルギー対策、資源の循環など
環境保全活動	環境教育、環境学習、市民参加運動など

#### ③ 望ましい環境像

『環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち』

#### ④ 取り組みの体系

取り組みの柱 1	「地球環境にやさしいまちづくり」 【化石燃料に依存しない社会の構築】
取り組みの柱 2	「資源が循環するまちづくり」 【循環型社会の構築】
取り組みの柱 3	「自然と共生できるまちづくり」 【自然環境の保全と共生】
取り組みの柱 4	「健康で安心して暮らせるまちづくり」 【生活環境の保全と改善】
取り組みの柱 5	「環境を思いやる人を育むまちづくり」 【環境意識の啓発】
原子力災害からの生活環境の回復	

## (2) 郡山市第三次環境基本計画における環境指標の達成状況

郡山市第三次環境基本計画では、取り組みの柱毎に環境指標を定め、目標年度及び目標値を掲げています。なお、郡山市第四次環境基本計画策定時における達成状況は次のとおりです。

No.	環境指標	2021年度 目標値	2018年度 現況値	2019年度 現況値	2020年度 現況値	評価
取り組みの柱1 「地球環境にやさしいまちづくり」						
1	温室効果ガス 排出量	2,230 千 t-CO2 (2020年度)	2,962 千 t-CO2 (2016年度)	2,961 千 t-CO2 (2017年度)	2,861 千 t-CO2 (2018年度)	△
2	市の事務及び事業 による温室効果 ガス排出量	34.38 千 t-CO2 (2020年度)	37.06 千 t-CO2 (2018年度)	40.47 千 t-CO2 (2019年度)	43.63 千 t-CO2 (2020年度)	×
3	電力消費量に占める 再生可能エネルギー 導入割合	41% (2020年度)	29% (2016年度)	30% (2017年度)	33% (2018年度)	○
4	省エネルギー・再生 可能エネルギー 設備が導入された 市有施設数	新設、改修す る施設の 100%	100%	100%	100%	◎
取り組みの柱2 「資源が循環するまちづくり」						
5	1人1日当たりの ごみ排出量	1,036 g	1,123g	1,110g	1,127g	×
6	再生利用率	17.5%	10.4%	10.2%	10.9%	△
取り組みの柱3 「自然と共生できるまちづくり」						
7	カッコウの生息数	現状維持	現状維持	現状維持	—	△
8	間伐実施面積	302ha	302ha	300ha	220ha	△
9	有害鳥獣による 農産物の被害面積	4.6ha	7.3ha	4.8ha	4.86ha	○

※ 計画の目標に対する評価

- ◎：目標年度における目標を既に上回っている。
- ：このまま取り組みれば、目標達成の可能性が高い。
- △：このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要。
- ×：このままでは、目標達成の可能性が低い。

No.	環境指標	2021年度 目標値	2018年度 現況値	2019年度 現況値	2020年度 現況値	評価
取り組みの柱4 「健康で安心して暮らせるまちづくり」						
10	工場・事業場からの 排出ガス基準達成率 (大気汚染防止法)	100%	100% (2017年度)	100% (2018年度)	99% (2019年度)	○
11	市内の河川水質 (BOD)の 環境基準達成率	全地点で 環境基準値以下	全地点で 環境基準値 以下	全地点で 環境基準値 以下	全地点で 環境基準値 以下	◎
12	ダイオキシン類 環境基準達成率	環境基準値以下	環境基準値 以下	環境基準値 以下	環境基準値 以下	◎
取り組みの柱5 「環境を思いやる人を育むまちづくり」						
13	環境啓発イベントの 参加者数	2,200人	1,378人	608人	879人	△

※ 計画の目標に対する評価

- ◎：目標年度における目標を既に上回っている。
- ：このまま取り組みれば、目標達成の可能性が高い。
- △：このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要。
- ×：このままでは、目標達成の可能性が低い。

## 資料2 施策の主な担当部署

取り組みの柱1 気候変動に対応するレジリエントなまちづくり 【脱炭素社会の実現】			
取り組みの項目		施策	主な担当部署
1-1 地球温暖化対策の推進	1-1-1 省エネルギーの推進	省エネルギー性能の高い建築物や設備・機器等の導入促進	環境政策課 建築課 関係部署
		利用しやすい公共交通網の整備	総合交通政策課
		次世代自動車の普及と自動車の適正利用の推進	総務法務課 環境政策課 総合交通政策課
		コンパクトで低炭素なまちづくりの推進	都市政策課
		環境に配慮したライフスタイルへの転換	環境政策課
	1-1-2 再生可能エネルギーの普及拡大と水素社会の実現	再生可能エネルギーの導入促進	環境政策課 建築課 関係部署
		再生可能エネルギーの地産地消	環境政策課
		再生可能エネルギーによるイノベーションの創出と地域経済の活性化	産業創出課
		水素利活用の拡大	環境政策課 産業創出課
	1-1-3 温室効果ガス吸収源対策	森林の保全	林業振興課
都市部の緑化推進		公園緑地課	
1-2 気候変動適応策の推進	1-2-1 気候変動への適応に関する普及啓発	気候変動の影響への適応に関する情報発信	環境政策課
		1-2-2 想定される影響に対する施策の推進	関係部署
	水環境・水資源／自然生態系・自然災害分野	関係部署	
	農林・水産業／産業・経済活動分野	関係部署	
	健康／国民生活分野	関係部署	

取り組みの柱 2 資源が循環する持続可能なまちづくり 【循環型社会の構築】			
取り組みの項目		施策	主な担当部署
2-1 資源の循環的利用	2-1-1 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進	ごみの発生抑制(リデュース) の推進	3 R 推進課
		再使用 (リユース) の推進	3 R 推進課
		再資源化 (リサイクル) の推進	3 R 推進課
		ごみの分別の徹底	3 R 推進課
		3 R を推進する啓発活動や情報提供の充実	3 R 推進課
	2-1-2 食品ロス削減の推進	庁内関係部局協奏による食品ロス削減の推進	3 R 推進課 関係部署
		食育を通じた食品ロス削減の推進	健康づくり課 学校管理課
		生ごみの減量化による食品ロス削減	3 R 推進課
		食品ロス削減に関する普及啓発	3 R 推進課 関係部署
	2-1-3 プラスチックごみ対策の推進	バイオプラスチック導入の推進	3 R 推進課
プラスチックの資源循環の促進		3 R 推進課	
2-2 廃棄物の適正処理	2-2-1 廃棄物の減量化・資源化の推進	産業廃棄物の適正処理	3 R 推進課
		P C B 廃棄物適正処理の徹底	3 R 推進課
		廃棄物処理施設等の整備	3 R 推進課
		適正な費用負担の検討	3 R 推進課
	2-2-2 廃棄物の不法投棄対策・環境美化の推進	不法投棄対策	3 R 推進課
		ごみのポイ捨て防止・環境美化の推進	3 R 推進課 生涯学習課
		空き地・空き家等の適切な管理	環境政策課 住宅政策課
	2-2-3 災害廃棄物処理体制の構築	災害時における廃棄物処理体制の構築	3 R 推進課

取り組みの柱 3 多様な生物が生息し自然と共生するまちづくり 【自然環境の保全と共生】			
取り組みの項目		施策	主な担当部署
3-1 生物多様性の保全	3-1-1 生息・生育環境の保全	森林や水辺、緑地の保全	農林部 河川課 公園緑地課
		希少な動植物の保護	環境政策課
		生物多様性に関する理解の促進	環境政策課
	3-1-2 特定外来生物対策の推進	外来種対策の推進	環境政策課 生活衛生課
	3-1-3 有害鳥獣対策の推進	関係機関と連携した対策の推進	園芸畜産振興課
3-2 自然環境の保全と活用	3-2-1 森林や農地の保全と活用	森林の整備・管理の適正化	林業振興課
		森林資源の活用	林業振興課
		農地の適正な維持管理	農林部
		自然環境と調和した農業の推進	農林部
	3-2-2 公園・緑地等の整備	公園・緑地等の整備、保全の推進	公園緑地課
		地域緑化の推進	公園緑地課
		緑の柔軟な活用と利用の促進	観光課 公園緑地課
3-2-3 グリーンインフラや Eco-DRR の推進	防災・減災のための緑の保全と活用	農林部 公園緑地課	

取り組みの柱4			
きれいな水や空気が守られ安全・安心に暮らせるまちづくり 【生活環境の保全と改善】			
取り組みの項目		施策	主な担当部署
4-1 大気環境等の保全と改善	4-1-1 有害化学物質の発生抑制	次世代自動車の普及と自動車の適正利用の推進	総務法務課 環境政策課 総合交通政策課
		自動車交通対策	道路建設課 総合交通政策課
		大気環境の保全	環境保全センター
		アスベスト対策	環境保全センター
		ICTを活用した環境情報の収集及び提供	環境保全センター
	4-1-2 騒音・振動・悪臭の発生抑制	騒音・振動の調査及び防止対策の推進	環境保全センター 建設交通部
		悪臭防止対策の推進	環境保全センター
	4-1-3 工場・事業場や建設作業等への規制・指導	関係法令などに基づく規制・指導の徹底	環境保全センター
4-2 水環境等の保全と改善	4-2-1 水資源の保全の推進	水質の調査及び保全	農林部 環境保全センター
		生活排水対策の推進	上下水道局
		雨水活用の推進	上下水道局
		猪苗代湖の水環境保全	環境保全センター 上下水道局
	4-2-2 地下水、湧水の保全	地下水及び土壌汚染調査	環境保全センター
		ダイオキシン類調査	環境保全センター
		地盤沈下対策	環境保全センター
	4-2-3 工場・事業場などからの排出対策	関係法令などに基づく規制・指導の徹底	環境保全センター



取り組みの柱5 環境を思いやる人がたくさんいるまちづくり 【環境意識の啓発】			
取り組みの項目		施策	主な担当部署
5-1 環境教育・環境学習の推進	5-1-1 環境教育の充実と普及	保育所や学校などにおける環境教育の推進	環境政策課 保育課 学校教育推進課
		市民向けの環境学習講座の開催	環境政策課 生涯学習課 学校教育推進課
	5-1-2 環境学習の場の提供	自然とふれあう体験学習の推進	農林部 環境政策課 公園緑地課 学校教育推進課
5-2 環境保全活動への支援	5-2-1 環境情報の発信	環境情報の収集・発信と内容の充実	環境政策課 3 R 推進課 産業創出課 関係部署
	5-2-2 環境啓発推進のための体制づくり	環境に関するイベント等での啓発活動の充実	環境政策課 セーフコミュニティ推進課
		郡山市次世代エネルギーパークを核とした環境学習拠点の整備・充実	環境政策課 3 R 推進課
		ICTを活用した新しい生活様式における学習機会の創出	環境政策課
		開発事業における自然環境への配慮	環境政策課 関係部署
5-2-3 環境保全活動を担う人材の育成	パートナーシップによる環境保全活動の推進	政策開発課 市民・NPO 活動推進課 環境政策課 河川課 公園緑地課 関係部署	

### 資料3 郡山市環境審議会委員名簿

(2019(令和元)年11月1日から2021(令和3)年10月31日まで)

役職	氏名	区分	職・所属等
会長	難波 謙二	学識経験者	福島大学共生システム理工学類教授
副会長	伊藤 耕祐	学識経験者	日本大学工学部機械工学科准教授
委員	會田 久仁子	学識経験者	郡山女子短期大学部教授
委員	大場 真	学識経験者	国立環境研研究所 気候変動適応センター主席研究員
委員	栢場 龍子	市民	公募委員
委員	高橋 敦司	学識経験者	福島民友新聞株式会社 郡山総支社報道部長
委員	滝田 良子	市民	郡山市子ども子育て支援企業組合代表理事
委員	出村 さやか	学識経験者	株式会社エフコム経営企画室 (ふくしま創生 創・蓄・省エネルギービジネス創出研究会所属)
委員	野村 徹	学識経験者	プレ協郡山7社会 セキスイハイム東北株式会社福島支店支店長
委員	橋本 健	学識経験者	福島県自動車販売店協会 (福島トヨペット株式会社代表取締役専務)
委員	長谷川 啓	学識経験者	福島県弁護士会(けやき法律事務所)
委員	古谷 博秀	学識経験者	産総研福島再生可能エネルギー研究所 再生可能エネルギー研究センター長
委員	古川 雄二	学識経験者	株式会社福島民報社 郡山本社次長兼報道部長
委員	三浦 吉則	関係行政機関	福島県農業総合センター生産環境部長
委員	湯浅 大郎	学識経験者	公益財団法人日本野鳥の会郡山支部長 (公益財団法人湯浅報恩会理事長)

(委員は五十音順)

※名簿は2021(令和3)年10月31日時点

(2021(令和3)年11月1日から現委員[計画策定時])

役職	氏名	区分	職・所属等
会長	難波 謙二	学識経験者	福島大学共生システム理工学類教授
副会長	會田 久仁子	学識経験者	郡山女子大学短期大学部教授
委員	市岡 綾子	学識経験者	日本大学工学部専任講師
委員	大場 真	学識経験者	国立研究開発法人国立環境研究所 気候変動適応センター主席研究員
委員	小林 裕子	学識経験者	郡山食品工業団地協同組合 理事
委員	高橋 敦司	学識経験者	福島民友新聞株式会社 郡山総支社報道部長
委員	出村 さやか	学識経験者	株式会社エフコム 営業本部ビジネス推進部
委員	橋本 健	学識経験者	福島県自動車販売店協会 (福島トヨペット株式会社代表取締役専務)
委員	平川 真理子	学識経験者	郡山商工会議所女性会 会長
委員	古川 雄二	学識経験者	株式会社福島民報社 郡山本社報道部長
委員	古谷 博秀	学識経験者	国立研究開発法人産業技術総合研究所 福島再生可能エネルギー研究所 再生可能エネルギー研究センター長
委員	堀井 潔	市民	公募委員
委員	松枝 智之	市民	公募委員
委員	三浦 吉則	行政機関	福島県農業総合センター生産環境部長
委員	湯浅 大郎	学識経験者	公益財団法人日本野鳥の会郡山支部長 (公益財団法人湯浅報恩会理事長)

(委員は五十音順)

## 資料4 策定経過

年月	会議・審議会等	主な内容
2021（令和3）年5月	検討委員会（書面）	・第四次計画案の概要 ・策定スケジュール
2021（令和3）年6月	環境審議会（Web）	・諮問
	幹事会（書面） 検討委員会（書面）	・第四次計画骨子（案）
2021（令和3）年7月	環境審議会（書面）	・第四次計画骨子（案）
2021（令和3）年9月	幹事会（書面）	・施策の展開と環境指標（案）
	検討委員会（書面）	
2021（令和3）年10月	環境審議会（書面）	・施策の展開と環境指標（案）
2021（令和3）年11月	幹事会（書面）	・第四次環境基本計画素案
	検討委員会（書面）	
	環境審議会	・答申書（案） ・第四次環境基本計画素案
2021（令和3）年12月	環境審議会（書面）	・答申書（案）
2022（令和4）年1月	環境審議会	・答申
2022（令和4）年 2月～3月	パブリックコメント	※123ページを参照
2022（令和4）年3月	幹事会（書面）	・パブリックコメント意見及び本市の考え方
	検討委員会（書面）	



市長への答申

## 資料5 諮問・答申

### (1) 諮問

3 郡環第 376 号

令和 3 年 6 月 7 日

郡山市環境審議会  
会長 難波 謙二 様

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市第四次環境基本計画の策定について（諮問）

郡山市環境基本条例第 9 条第 3 項の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

#### 1 諮問事項

- (1) 脱炭素社会の実現について
- (2) 循環型社会の構築について
- (3) 自然環境の保全と共生について
- (4) 生活環境の保全と改善について
- (5) 環境意識の啓発について

#### 2 諮問理由

SDGs の理念を踏まえ、持続可能な「誰一人取り残さない郡山」を環境分野からの実現を目指すためには、環境の保全と創造に関する施策について、D X の推進を踏まえ、より一層総合的かつ計画的に進める必要があることから、令和 4 年度以降の本市の環境づくりの基本となる新たな環境基本計画の策定について、貴審議会に審議をお願いするものであります。

#### 3 環境を取り巻く国内外の動向により配慮すべき事項

- (1) 令和元年東日本台風や令和 2 年 7 月豪雨、さらには記録的な猛暑などの度重なる異常気象への適応
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故を教訓としたエネルギー政策の見直し等、顕在化した環境問題に対する関心の高まり
- (3) パリ協定の運用や本年 4 月の日米首脳間における「気候」に関するパートナーシップの確認、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の成立等、地球規模での加速度的な取り組み
- (4) ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えたグリーンリカバリーの推進

(2) 答申

令和4年1月21日

郡山市長 品川 萬里 様

郡山市環境審議会  
会長 難波 謙二

郡山市第四次環境基本計画の策定について（答申）

令和3年6月7日付け3郡環第376号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 郡山市第四次環境基本計画の基本的な考え方

環境に関わる諸問題は、生物多様性の損失、地球温暖化に起因すると考えられている異常気象、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしている。近年のSDGs（17の持続可能な開発目標）の達成に向けた取組は、これらの問題と大きく関わるものであり、特に気候変動に関しては、最近では、2021（令和3）年11月にCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）において、パリ協定が目指す目標に対する各国の対応が議論され、世界中の関心を集めている。

国内においては、2018（平成30）年4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」の中で、複数課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」が提唱された。

これら国内外の動向を踏まえ、複雑・多様化する環境問題を解決するためには、市民や事業者、行政等各主体の役割に応じた活動や連携した取り組みが必要不可欠であり、問題を正しく捉え、全ての行動において環境に配慮することが重要であり、先人から受け継いだ恵まれた環境を次世代に残すため次の分野別の取り組みを行うこと。

【分野別の取り組み】

- (1) 脱炭素社会の実現
- (2) 循環型社会の構築
- (3) 自然環境の保全と共生
- (4) 生活環境の保全と改善
- (5) 環境意識の啓発

さらに、本計画で重点的に取り組む項目を設定するなど、計画期限（2025年度）に達

成する目標を明確にすること。また、環境施策及び指標の設定に当たっては、未来のあるべき姿を起点に考えるバックキャスト思考により設定すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による社会・経済の変化を念頭に、新しい生活様式（ニューノーマル）への対応、DX推進を踏まえた環境施策となるよう配慮すること。

## 2 分野別の各施策について

### (1) 脱炭素社会の実現について

脱炭素社会に関して、パリ協定の運用や日米気候パートナーシップの立ち上げなどの国際的な取り組みのほか、国内においては2020（令和2年）10月に政府が「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ」宣言を行い、2021（令和3年）5月には「地球温暖化対策推進法」が一部改正され、2050年までの脱炭素社会の実現が明記されるなど国内外の取り組みが進められている。

本市は国に先駆け「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」宣言を行っており、その実現のため当審議会での審議・答申を経て策定した「郡山市気候変動対策総合戦略」では、本市における2030年度の温室効果ガス削減目標を「2013年度比30%減」としている。温室効果ガス排出を抑制する「緩和策」と気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避する「適応策」を両輪とする「郡山市気候変動対策総合戦略」を核とした脱炭素社会の実現へ向けた取り組みを行うこと。

### (2) 循環型社会の構築について

本市の一人一日当たりのごみ排出量は東日本大震災以降高い水準で推移し、2019（令和元）年度1,177gと中核市の平均951gを大きく上回っており、ごみの減量や製品のリユースにより、ごみ処理や製品の生産に必要なエネルギー消費に伴う温室効果ガスも抑えることができることから、ごみの減量化・再資源化等、早急に対策を講じる必要がある。

一般廃棄物排出量を削減するためには、家庭系及び事業系廃棄物に資源物が入らないよう分別を徹底し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを進めるとともに、食品ロスの削減や2021（令和3）年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえたプラスチックの使用削減や資源循環に取り組むこと。また、廃棄物の適正処理や不法投棄対策を引き続き行うとともに、災害時の廃棄物処理体制を構築すること。

### (3) 自然環境の保全と共生について

森林や農地、緑地には多様な生物が生息し、水源のかん養、自然災害の防止など多くの公益的機能を有している。しかし、開発など人間の活動や気候変動の影響、農林業の担い手不足等により、自然や緑が荒廃あるいは減少し生物多様性の損失など生態系への影響が近年問題となっている。

本市は市域面積の約7割を森林と農地が占めるなど緑豊かな地域であり、市民の貴



重なる共有の財産である本市の豊かな自然を次世代へ引き継いでいくため、生物多様性や森林等の自然環境の保全と自然の恵みを有効に活用した施策の推進を図ること。

(4) 生活環境の保全と改善について

本市の大気汚染や水質汚濁などの状況は、関係法令に基づく規制・指導などの環境汚染防止対策により、かつてのような著しい公害は見られなくなった。しかしながら、光化学オキシダント等広域的な汚染の発生や、都市生活型公害と呼ばれる騒音や悪臭等への苦情が寄せられている。

市民が安全・安心に暮らすための生活環境を将来にわたり維持していくため、引き続き法令に基づき大気や水環境の汚染、騒音、悪臭、振動などに対する規制・指導を行うとともに、市民・事業者等への啓発活動や脱炭素社会の実現にも寄与する環境負荷の少ない次世代自動車の普及、公共交通機関の利用促進など自動車からの有害化学物質の排出抑制対策を講じること。

(5) 環境意識の啓発について

豊かな環境を守り次世代へ引き継ぐためには、市民一人一人が環境問題を「自分ごと」として捉え、正しく理解し、主体的・積極的に環境保全活動に取り組むことが必要であり、行政には市民や事業者の行動変容を促す取り組みが求められている。

環境意識の啓発のため、子どもから大人まであらゆる世代を対象とした環境教育・環境学習機会の創出・充実を図るとともに、環境に関する情報の収集・発信に取り組むこと。また、市民、事業者、あらゆる団体等の連携や協働による環境保全活動を推進すること。

3 計画の推進、進行管理について

本計画の推進に当たっては、関連する各種計画との連携を図りながら、毎年度の進捗状況や達成状況を把握するとともに、評価・分析を行い、当審議会への報告が必要と考える。

また、環境を取り巻く社会情勢の変化や災害等があった場合には、本計画の見直しを含め具体的な施策を随時検討すること。

4 終わりに

本答申を踏まえ、庁内各部門が一体となって本計画に掲げた各施策の実現に取り組むこと。そのため、関連予算の確保や組織体制を随時見直すなど、総合的かつ計画的に施策の推進を図ること。



## 資料6 パブリックコメント

### (1) 意見募集期間

2022（令和4）年2月1日から3月2日まで

### (2) 公表方法

- ・ 市ウェブサイトへの掲載
- ・ 環境政策課及び市政情報センターでの閲覧、配布
- ・ 各行政センター、市民サービスセンター及び緑ヶ丘市民サービスセンターでの閲覧

### (3) 実施結果

提出方法	提出人数	意見数
持 参	0	0
郵 送	0	0
ファックス	0	0
電子メール	0	0
電子申請	1	1
合 計	1	1

### (4) 意見内容及び本市の考え方

御意見	本市の考え方
<p>先日の新聞記事で、『世界の食料の約1/3は、ただ捨てられるために作られている』というのが掲載されていました。とても残念に思います。</p> <p>計画案では、『食品ロス削減の推進』が掲げられてはいますが、行政として、事業者や市民にしっかりと理解してもらい実効性のある啓発活動を展開していただきたいと思えます。</p>	<p>本市では食品ロス削減に向け下記の取り組みを行っていますが、これらの積極的な周知に努めるとともに、更なる食品ロス削減のため、事業者や市民の皆様方と協力しながら、実効性のある施策を検討してまいります。</p> <p>●食材を使い切る「生ごみ減量！減るしいレシピ集」の発行、郡山市公式クックパッド開設</p> <p>※レシピ集やクックパッドへのリンクは、いずれも郡山市ウェブサイトに掲載しています。</p> <p>●郡山市内のセブン-イレブンに「手前どり」を啓発するポップを配布し、令和4年</p>

	<p>2月24日から市内85店舗で掲示されています。</p> <p>●コンポスト容器の無償貸与 生ごみを自然に堆肥化するプラスチック製容器の貸与を行っています。</p> <p>※コンポスト容器の写真や申請方法は郡山市ウェブサイト「生ごみ処理容器無償貸与事業」に掲載しています。</p> <p>●市の広報誌や公式 LINE 等を活用した食品ロス削減の啓発のほか、民間情報誌へ記事の掲載、ショッピングモールでのパネル展示による啓発活動</p>
--	---

## 資料7 条例

### (1) 郡山市環境基本条例

平成10年6月26日

郡山市条例第46号

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則(第1条—第7条)

##### 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等(第8条・第9条)

##### 第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策(第10条—第25条)

##### 附則

わたくしたちの先人は、安積疏水を開さくすることで、猪苗代湖の水を安積平野に引き渡らせ、この大地を開拓し、本市発展の礎を築いた。わたくしたちは、これら先人の歴史的遺産を受け継ぐとともに、豊かな自然の恵みを受けて生活を営み、産業を興し、伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年、都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型・生活型公害、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきた。また、自然の復元力を超えるまでに拡大しつつある人間の活動は、地域の環境にとどまらず、自然の生態系に影響を及ぼし、さらには、地球の環境を脅かすまでに至っている。

わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利とともに、この環境を保全し、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたくしたちは、人類が自然の生態系の一部であり、地球の環境は有限でかけがえのないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

##### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## (市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## (年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

## (施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。
- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造のため、市、事業者及び市民が相互に協力し合える社会を形成すること。

## (環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、郡山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

#### (環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

#### (財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

#### (資源の循環的な利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全及び創造)

第 16 条 市は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境の保全及び創造)

第 17 条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第 18 条 市は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、第 19 条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。



(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民との緊密な連携の下に、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。



環境審議会の様子

## (2) 郡山市環境審議会条例

平成 7 年 6 月 28 日

郡山市条例第 27 号

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について調査及び審議するため、郡山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の区域内に住所を有する者

(平 15 条例 1・一部改正)



(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(平20条例5・平31条例9・令2条例56・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成7年8月28日から施行する。

附 則(平成15年郡山市条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年郡山市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成31年郡山市条例第9号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年郡山市条例第56号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。